

「(仮称)中野区住宅確保要配慮者支援制度」の概要について

1. 背景

平成29年に国が公表した「新たな住宅セーフティネット制度」では、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方においては、民間の空き家や空き室を活用した住宅確保を推進していくとの考え方が示されている。

そうした状況の中、今後大幅な増加が見込まれる高齢者の単身世帯や障害者の方については、家賃滞納や孤独死等への不安から、民間賃貸住宅オーナーの多くが入居に拒否感を持っており、住宅確保に支障が生じているケースも見受けられる。

こうしたオーナーの不安を軽減させ、住宅確保要配慮者が円滑に民間賃貸住宅に入居することができるための取組として、区では新たに「(仮称)中野区住宅確保要配慮者支援制度」を展開し、民間賃貸住宅への入居の促進を図る。

2. 「(仮称)中野区住宅確保要配慮者支援制度」の概要

(1) 目的

単身高齢者や障害者であることを理由とした入居拒否を解消するとともに、比較的安価で利用しやすいサービスが付加された民間賃貸住宅の普及を図る。

また、空き部屋となっている民間賃貸住宅の有効利用促進の効果も見据える。

(2) サービスの概要

入居希望者が以下の民間事業者サービスを利用することにより、民間賃貸住宅オーナーの不安を解消し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居を促進する。

区は、利用者がサービスに加入する際に要する費用の一部を補助するとともに、賃貸住宅オーナーや不動産事業者への制度周知を推進する。

民間事業者によるサービス概要
① 見守り ・対象者に週2回の安否確認電話(音声ガイダンス) ・応対の状況を利用者が指定する連絡先にメール送信 ・携帯やスマホにも対応可能
② 利用者が亡くなった際の葬儀対応 ・葬儀費用の負担(上限50万円)
③ 利用者が亡くなった際の残存家財の片付け ・残存家財片付け費用の負担(葬儀費用負担と併せて100万円以内)

(3) 予定利用料金

○初回登録料：16,200円（区による全額補助を想定）

○月額利用料：1,944円（利用者本人負担）

※サービス内容及び料金については、今後、民間事業者と調整の上で確定する。

3. 今後の予定

平成30年12月 建設委員会（4定）にて制度開始に向けた報告

平成31年 1月 制度の開始